

## 資料2 動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）に関するパブリックコメントの実施結果について

### 1. 意見の募集方法

意見募集期間：平成18年7月20日（木）～ 平成18年8月21日（月）

告知方法：環境省のホームページ、記者発表

意見提出方法：電子メール、ファックス、郵送

### 2. 寄せられた意見の概要

#### （1）受付数

電子メール	ファックス	郵送	合計
224通	27通	13通	264通

#### （2）意見の概要（延べ意見数 1,314 件）

##### 主な意見の例

- ・ 犬及びねこの引取数ではなく、殺処分率の半減を目標とすべき
- ・ 所有者のいないねこを含め不妊去勢措置について助成金制度等により徹底すべき
- ・ 多頭飼育による周辺の生活環境が損なわれている事例を課題として取り上げるべき
- ・ 「3Rの原則」の必要性を普及啓発すべき

- ・ 各項目ごとに寄せられた意見数の内訳は、以下のとおり。

指針全体	1,314 件
第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方	194 件
第2 今後の施策展開の方向	1,045 件
第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項	33 件
第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し	4 件
その他の意見	38 件

動物愛護管理基本指針（仮称）（素案）に対する意見の概要と意見に対する考え方について

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
(動物の愛護)	「動物の愛護及び管理の基本的考え方」を「動物の愛護及び管理の基本的認識」とすべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正は必要ないものと考えています。	1
(動物の愛護)	文頭に「犬か猫」または「犬猫」と追加すべきである。	愛護される動物は犬及びねこに限定されるものではないため、追加は必要ないと考えています。	2
(動物の愛護)	「動物の愛護の基本は、」を「動物の愛護及び管理に関する法律でいう動物の愛護とは、」に修正すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であり、動物愛護管理法における考え方を示すものであることは明らかであるため、修正は必要ないものと考えています。	2
(動物の愛護)	「人において命が大切なように」を「人の命が大切なように」に修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正は必要ないものと考えています。	1
(動物の愛護)	「動物の命についてもその尊厳を守るということにある。」を「動物の命についてもその尊厳を守ることにある。」に修正すべきである。	同上	1
(動物の愛護)	「・・・人においてその命が大切なように動物の命についてもその尊厳を守るということにある。」を「・・・人ににおいてもその命や生活の質の保証が大切なように動物についてもその生命の尊厳を守るということにある。」に修正すべきである。	動物愛護管理法上、動物の生活の質の保証については言及する必要はないものと考えています。	1
(動物の愛護)	「動物の愛護の基本は…ということにある。」に「・・・生きとし生けるものを大切にする心を踏まえ、」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨はすでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
(動物の愛護)	「動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うこと、および、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることである。」と修正すべきである。	必ずしも適正に取り扱うようにすることだけではないと考えています。また、動物愛護管理法は、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資することを目的のひとつとしていることから、「心」に言及することは必要であると考えています。	1
(動物の愛護)	「適正に取り扱うようにするのみにとどまるものではない。」を「適正に取り扱うようにすることが基本である。」と修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正は必要ないものと考えています。	1
(動物の愛護)	「傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや」を「傷つけ又は苦しめることのないように取り扱うことや」と修正すべきである。	同上	1
(動物の愛護)	「動物を取り扱う」を「動物に関わる」に修正すべきである。	動物との関わり方を明確にする必要があることから、修正の必要はないものと考えています。	2
(動物の愛護)	「動物を取り扱う」を「動物への接し方」に修正すべきである。	必ずしも接し方に限定されるものではないことから、修正の必要はないものと考えています。	2
(動物の愛護)	「その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。」を「および、その生理、習性、生態を考慮して適正に取り扱うようにすることが基本である。」と修正すべきである。	当該部分は、動物愛護管理法第2条の規定を明示していることから、修正の必要はないものと考えています。	4
(動物の愛護)	「適正に取り扱うようにすることのみに」を「適正に飼養することのみに」に修正すべきである。	飼養に限定されるものではないことから、修正は必要ないものと考えています。	1
(動物の愛護)	「動物の愛護とは、動物をみだりに（中略）取り扱いに反映させることができ欠かせないものである。」を削除すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	1
(動物の愛護)	「人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や」を「人と動物は、地球という生態系の中で有機的につながり」と修正すべきである。	科学的な知見を示す内容であることから、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の愛護)	「生きとし生けるものを大切にする心を踏まえ、」を「生きとし生けるものを大切にするという観点から、」に修正すべきである。	動物愛護管理法上、生命尊重、友愛等の情操に資することとされていること等から修正の必要はないものと考えています。	4
(動物の愛護)	動物に対する感情は千差万別であるから「動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである」を削除すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	2
(動物の愛護)	「感謝及び畏敬の念を」を「畏敬の念及び同情」と修正すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の愛護)	「動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに」を「動物への福祉に配慮し」に変更すべきである。	同上	1
(動物の愛護)	「…動物の命に対して感謝及び畏敬の念…」を「…動物の命に対して思いやり及び畏敬の念…」に修正すべきである。	同上	1
(動物の愛護)	「人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。」を削除すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、明記する必要があると考えています。	2
(動物の愛護)	「人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の常理として直視し、放棄に受け止めることが現実には必要である。しかし、」を削除すべきである。	同上	3
(動物の愛護)	「このため動物の利用又は殺処分に当たっては、その実態と情報をすべて公表することで理解を促し、」と修正すべきである。	社会における生命尊重、友愛等の情報の涵養を図るうえで、必ずしも実態等のすべての公表は必要ないと考えています。	2

(動物の愛護)	「他の生物を利用し、・・・現実には必要である。しかし、」を、「ときどき他の動物を利用し、その命を犠牲にしなければならない場合があるが、動物の利用又は殺処分にあたっては、できる限り動物の犠牲の減少に配慮しなければならない。」と修正すべきである。	必ずしも「犠牲の減少に配慮」する必要はないものと考えています。	10
(動物の愛護)	「人は、他の生物を利用し、・・・現実には必要である。しかし、」を「人は他の動物を利用し、その命を犠牲にしなければならない場合もある。この場合、その命の犠牲を厳嵩に受け止め、可能な限り苦痛を軽減する方法によらなければならない。」と修正すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、修正の必要はないと考えています。	11
(動物の愛護)	人は動物を利用しないと生きていけない。しかし人間が優位であるとの考えは違う。人と動物との関係は、決して利用する側とされる側ではない。畜産動物、実験動物、展示動物と、人に利用されている動物は多いが、その動物に敬意を表せるような表現とすべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の愛護)	「その命を犠牲にしなければ・・・現実には必要である。」を「その命を犠牲にして生きている存在である。そういう存在であることを痛みとともに自覚することが必要である。」と修正すべきである。	必ずしも痛みとともに自覚することは必要ないと考えています。	1
(動物の愛護)	「動物を所有するものが適正に飼養し、動物関連事業を行うものが、適切に飼養管理し、動物行政が関連事項に關して適宜指導を行っていくことである。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨はすでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
(動物の愛護)	「このため、動物の利用又は・・・」を「このため、産業動物の利用又は・・・」に修正すべきである。	産業動物に限定されるものではないため、修正は必要ないと考えています。	1
(動物の愛護)	「動物の利用又は殺処分を疎んずる」を削除すべきである。	文意を明確にするために、削除はできないものと考えています。	1
(動物の愛護)	「動物の利用又は殺処分を疎んずる」の「又は殺処分」を削除すべきである。	同上	4
(動物の愛護)	「動物の利用又は殺処分は最低必要限であるべきとの前提のうえで、疎んすることなく現実を見つめ」と修正るべきである。	必ずしも最低必要限であるべきとの前提は必要ないと考えています。	1
(動物の愛護)	「厳粛に受け止めることが現実には必要である」を「厳粛に受け止めるべきである」と修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正は必要ないと考えています。	1
(動物の愛護)	「...現実には必要である。」に「できるだけ、苦痛の犠牲の少ない方法で選択すべきである。」を追加すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、追加の必要はないものと考えています。	1
(動物の愛護)	要点を簡潔にするために「人を動物に対する圧倒的な優位者として捉えて動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。動物に対して優しい眼差しを向けることができないようでは、人の生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である」を残し、他を削除すべきである。	動物の愛護に関する基本的な考え方を示すために、明示することは必要であり、文意はほぼ同じであることから修正の必要はないものと考えています。なお、動物愛護管理法第1条に規定する「生命尊重」は人のみを対象とするものでないと考えています。	6
(動物の愛護)	「動物をみだりに利用したりするのは誤りである」を「禁止する」等に修正すべきである。	動物愛護管理法では、「みだりに殺し、又は傷つけた」「みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる」「造乘した」ことについて禁じられているものであり、「みだりに利用する」ことを禁止しているものではありません。	1
(動物の愛護)	「動物をみだりに利用したりするのは誤りである」を「みだりに利用したりるべきではない。」に修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正は必要ないと考えています。	5
(動物の愛護)	「動物をみだりに利用したりすることは・・・」を「動物をみだりに利用したり、犠牲にすることは・・・」に修正すべき	同上	1
(動物の愛護)	「・・・やさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、・・・」を「やさしい眼差しを向けることで、・・・」とし、「図ることは困難である。」を「図るものである。」に修正すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、修正の必要はないものと考えています。	2
(動物の愛護)	「命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度」を具体的に「敬意を持つ態度」と修正すべきである。	必ずしも敬意に限定する必要はないため、修正は必要ないと考えています。	1
(動物の愛護)	「やさしい眼差しを向けることができるような」に「愛情を注ぐ」を追加すべきである。	生命尊重等を図ることは、必ずしも愛情を注ぐ必要はないものと考えています。	1
(動物の愛護)	「やさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。」を「思いやりと正しい理解、責任感の育成により、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることが重要と考えられる。」に修正すべきである。	必ずしも思いやりと正しい態度、責任感の育成に限定されるものではないと考えています。	2
(動物の愛護)	「やさしい眼差しを向けることにより、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることが重要と考えられる。」に変更すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正は必要ないと考えています。	1
(動物の愛護)	「やさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。」を「やさしい眼差しを向ける風潮をつくり、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることが重要である。」に変更すべきである。	必ずしも風潮を作る必要はないものと考えています。	1
(動物の愛護)	「やさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、」を「やさしい眼差しを向け、時には手を差し伸べることができるような態度なくして、・・・」に変更すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正は必要ないと考えています。	1
(動物の愛護)	「自分と同じようにたった一つの生を一杯生きる同じ生物としての目線で対応しなければ」と修正すべきである。	社会における生命尊重等を図るために、必ずしも同じ生物としての目線で対応する必要はないものと考えています。	1

(動物の愛護)	「命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして・・・」を「命あるものである動物に対する福祉に配慮できるような態度なくして・・・」に修正すべきである。	「動物に対する福祉」の意味は必ずしも明確ではないこと等から、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の愛護)	「命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして・・・」を「命あるものである動物に対して、その命を全うできるように人は動物愛護精神をもち、又はそれを実践する行為なくして・・・」に修正すべきである。	必ずしも命を全うできるようにする必要はないものと考えています。	1
(動物の愛護)	要点を簡潔にするために「人を動物に対する圧倒的な優位者として捉えて動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。動物に対して優しい眼差しを向けることができないようでは、人の生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である」だけを残し、他を削除すべきである。	動物の愛護に関する基本的な考え方を示すために、明示することは必要であり、文意はほぼ同様であるため修正の必要はないものと考えています。なお、動物愛護管理法第1条に規定する「生命尊重」は人のみを対象とするものでないと考えています。	6
(動物の愛護)	動物実験の規制を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であるため、規制に関する規定は制度上できないこととなっています。	1
(動物の愛護)	「化粧品のための動物実験の禁止、教育現場での解剖するためだけの殺害の禁止、動物を使わなくてもすむ研究を推進する、残虐で無意味な動物実験の禁止」を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であるため、化粧品のための動物実験の禁止等の規定は制度上できないこととなっています。	1
(動物の愛護)	「毛皮用動物の飼育、輸出入の禁止」を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であるため、毛皮用動物の飼育禁止等の規定は制度上できないこととなっています。	1
(動物の愛護)	「動物愛護センター、保健所を保護された動物に第二の生を与える場所にする。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨はすでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
(動物の愛護)	「畜産動物の福祉の推進」を追加すべきである。	同上	1
(動物の管理)	「動物福祉の観点から愛情を持って管理する必要がある。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨はすでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
(動物の管理)	「人と動物とが共生する社会」を「人と動物とが健全な生態系の下で、将来世代にわたり持続可能な社会」と修正すべきである。	同上	1
(動物の管理)	「人と動物とが共生する社会を形成するためには」を削除すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の管理)	「鳴き声、糞尿等による迷惑の防止。」の後に「アレルギー疾患等の病状に与える影響を含め」を追加すべき	同上	1
(動物の管理)	「飼い主の責任として終生飼養と適切な飼養保管を加えるべきである。	ご指摘の趣旨はすでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	3
(動物の管理)	「このような侵害を引き起こさないように適切に」を「動物を適切に」に修正すべきである。	前文を受けていることを明確にするため、修正は必要ないものと考えています。	1
(動物の管理)	「動物の係留」を削除すべきである。	家庭動物等の飼養保管基準にも明示している例示として文意を明確にするために、必要であると考えています。	2
(動物の管理)	「みだりな繁殖」を「不必要的繁殖」に修正すべきである。	動物愛護管理法における規定を受けていることから、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の管理)	「みだりな繁殖」を「身勝手な繁殖」に修正すべきである。	同上	2
(動物の管理)	「みだりな繁殖の防止等の措置を講じるなど」を「みだりな繁殖の防止等の推進を図るなど」に修正すべきである。	事実認識を述べているところであり、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の管理)	「一定程度の制限を課す」を「一定程度の制約を促す」と修正すべきである。	原文の表現が適切であると考えています。	1
(動物の管理)	「繁殖制限を行っていない飼い主への罰則規定を設ける。」を加えるべきである。	動物の適正な管理を推進するためには、必ずしも罰則規定を設ける必要はないものと考えています。	6
(動物の管理)	「飼い主のいない猫等への繁殖制限を怠っての給餌は虐待にあたり、軽い気持ちで動物と関わることが加害者になると自覚すべき」とし、他の文章を削除すべきである。	動物の愛護に関する基本的な考え方を示すために、明示することは必要であると考えています。なお、虐待はケースバイケースで判断されますが、それはさておき、ご指摘の趣旨はすでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	7
(動物の管理)	「所有者のいない猫については、地域で不妊去勢措置など繁殖のコントロールを行い、清掃や餌やり、新たに遺棄される動物のないよう努めなければならない。」と追加すべきである。	ご指摘の趣旨はすでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
(動物の管理)	「また、所有者がいない動物～十分に留意する必要がある。」を削除すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、削除の必要はないものと考えています。	4
(動物の管理)	「所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等」を削除すべきである。	例示として明記することにより文意を明確にするために、必要であると考えています。	1
(動物の管理)	「また、所有者がいない動物～十分に留意する必要がある。」を具体的に内容を明記すべきである。	基本的考え方を示すものであるため、修正の必要はないものと考えています。	1
(動物の管理)	「所有者がいない」を「所有者の不明な」に修正すべきである。	当該部分は、所有者が「いない」動物のことであるため、修正することはできないものと考えています。	1
(動物の管理)	「恣意的」を削除すべきである。	自分勝手なものに限定する必要があること等から、明示は必要であると考えています。	1
(動物の管理)	「恣意的」を「無責任な」に修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要はないものと考えています。	1